

# 低入札価格調査制度における調査基準価格の見直し

## 1. 江津市建設工事低入札価格調査制度における調査基準価格の見直し

低入札価格調査制度における調査基準価格設定の算定式を下記のとおり見直すものとする。

現 行	改 正
①直接工事費の 95%	①直接工事費の <u>97%</u>
②共通仮設費の 90%	②共通仮設費の 90%
③現場管理費の 80%	③現場管理費の <u>90%</u>
④一般管理費の 30%	④一般管理費の <u>55%</u>
①～④の合計	①～④の合計
ただし、合計額が予定価格の 10 分の 8 を下回る場合は 10 分の 8 とし、予定価格の 10 分の 9 を超える場合は 10 分の 9 とする。	ただし、合計額が予定価格の 10 分の 8 を下回る場合は 10 分の 8 とし、予定価格の 10 分の 9 を超える場合は 10 分の 9 とする。
※いずれも、概ねの数値	※いずれも、概ねの数値

なお、建築関連工事については、直接工事費に現場管理費の一部に相当する額（以下「現場管理費相当額」という。）が含まれているため、次のとおり運用する。

- ・上記①直接工事費は、建築関係積算基準により算定した直接工事費から現場管理費相当額を減じた額とする。
- ・上表③現場管理費は、建築関係積算基準により算定した現場管理費に現場管理費相当額を加えた額とする。
- ・上記現場管理費相当額は、昇降機設備工事の場合は直接工事費の 20%、その他の工事の場合は直接工事費の 10%とする。

2. 施行日 平成30年4月1日以降に公告、指名を行う工事から適用する。